

# 行政常任委員会報告

平成28年11月21日  
午前10時30分開議  
5階委員会室

---

## ◎日程

### 1 教育委員会

(1) 損害賠償額の決定について

### 2 市民課

(1) 専決処分について

### 3 保健福祉課

(1) 予防接種、健康被害救済事業について

### 4 総務課

(1) 夕張市職員給与条例及び夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

### 5 財務課

(1) 財政再生計画11月変更について

(2) 11月補正予算について

---

## ◎出席委員（7名）

大山修二君  
高間澄子君  
本田靖人君  
小林尚文君  
今川和哉君  
熊谷桂子君  
君島孝夫君

---

## ◎欠席委員（1名）

千葉勝君

---

## 【委員長挨拶】

(大山委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。欠席委員は1名であります。ほか

に議長が出席されております。

なお、千葉委員につきましては、所要のため欠席する旨の届け出がなされております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育委員会、市民課、保健福祉課、総務課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

## 【教育委員会】

### 1. 損害賠償の決定について

(大山委員長)

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長より報告申し上げます。

(教育課長)

損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

平成 28 年 7 月 12 日火曜日に、幼稚園からの降園中の幼稚園バスが、清水沢のセイコーマート前を約 40 キロ程度で走行していたところ、セイコーマートの駐車場からバックしてきた乗用車と接触したものであります。

バスには、園長、運転手、児童 4 名が乗車しておりましたが、けが人はおりませんでした。その後、数日にわたり、当該子どもたちの状況について、園内及び保護者に確認したところ、特に目立った状況はなかったとのことでございます。

車両は、左後方の一部が多少のへこみや傷などであり、走行に支障を来すものではないことから、警察に連絡した後、対応後、児童の送迎を行ったところでございます。

事故後の対応は、加入する保険会社に一任し、示談の手続を進めたものであります。その後、8 月 24 日に、負担割合として、先方が 9 割、当方 1 割の負担の提案があったことから、総務課において、損害賠償委員会を 9 月 12 日に開催し、合意するものとして決定したところであります。

これに伴い、幼稚園バスの損害額が 34 万 65 円。相手方車両の損害額が 26

万 3,378 円であり、相手車両に対する本市の負担額が 2 万 6,338 円。相手方の幼稚園バスに対する負担額は 30 万 6,059 円となったものであります。

予算措置につきましては、12 月補正で対応したいというふうに考えております。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【市民課】

1. 専決処分について

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

それでは、市民課から、専決処分についてを報告いたします。

資料をごらんいただきたいと思います。

清水沢墓地管理道路（清水沢 2 丁目 160 番地）において、車道に敷設しているグレーチング（側溝蓋）が浮き上がり、通行車両に接触し、損害を与える事故 2 件が発生いたしました。

本件損害事故に対し、市の損害対象額を以下のとおり決定し、示談することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであり、ご報告いたします。

内容といたしましては、平成 28 年 9 月 15 日 14 時 15 分と翌日 16 日 11 時 15 分に、2 件の事故が発生しております。

損害賠償の相手方につきましては、(2) の 1 番、2 番のとおり、車両の損傷箇所につきましては、1 番につきましては、右フロントドア及び右リアドア。2 番につきましては、右のリアタイヤということでございます。

損害賠償の額につきましては、1 番、2 番合わせまして 5 万 1,516 円となっております。

まことに申しわけない事故でございました。これからも、市道ではごさい

ませんが、専用の道路につきましては点検を強化し、二度とこのような事故が発生しないように点検に努めたいと考えております。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

事故の内容なのですけれども、グレーチングのふたが、グレーチングが浮き上がったという、どういう状況で浮き上がったかという原因とかはわかっているのですか。

(市民課長)

側溝が横断している、墓地のほうの上のほうから流れてくる水を処理するために、横断するような形で側溝が入っておりまして、そこにグレーチングのふたが何枚か設置してあるのですけれども、本来であればそれがきちんとつながっている状態で、そこに車のタイヤが乗っかっても浮き上がらない状態になっているはずなのですが、側溝もだんだん地面から浮き上がったり、ちょっとふたがたがたしているところにもってきて、車両はどんどん通りますので、それが経年によりまして、つながりがなくなっている状態、ばらばらになっている部分があったという状況でございます。そこにたまたま通りかかった車が、1枚なり2枚なりつながっているところに、片側に重さがかかるような状態で踏んでしまうと、逆に浮き上がって、浮き上がったものが飛んでいってしまっって何かにぶつかる。それがたまたま今回は車両にぶつかったという形でございます。

この事故が発生した後、直ちに、つながっていないものは危ない状態でございますので、現地において溶接を実施しております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

わかりました。今のお話を伺っていると、路面の問題もあるのかなというふうに思いますので、今後、予算のこともあるとは思いますが、ぜひ善処していただきたいと思います。

(市民課長)

了解いたしました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

### 【保健福祉課】

#### 1. 予防接種、健康被害救済事業について

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から、予防接種、健康被害救済事業についてご報告申し上げます。

本件は、国の予防接種法に基づく健康被害の救済事業でございます。

昭和 39 年に市内で予防接種を受けた方から、健康被害の申し立てがあり、国が審査、判定を行った結果、認定とされたことにより、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、申立人に対し給付を行うものでございます。

申立人は、現在、札幌市在住の 50 代の女性でございます。

幼児期にポリオワクチン、さらには種痘を定期接種いたしました。種痘について関連性を否定できないとの判断から、予防接種法施行令に定める 1 級の障害にあると国が認定されたものでございます。

認定までの経過につきましては、平成 21 年に、ポリオワクチン接種を理由に、1 回目の申し立てがなされ、平成 22 年に一度不認定となり、不服申し立ても却下となりましたが、平成 25 年に種痘接種を理由として、2 回目の申し立てが行われ、本年 8 月に国において認定となったものでございます。

その後、北海道及び本市において、給付の内容について協議を行い、今般、その費用に係る                      について議決を得ようとするものでございます。

認定の対象の障害につきましては、精神運動障害であり、現在も中度の知的障害及び四肢体感の失調等が残っているものでございます。

認定の対象期間及び内容につきましては、予防接種法の当該規定の施行日にさかのぼり、昭和 52 年 2 月 25 日から昭和 56 年 8 月 16 日までが障害児養育年金。昭和 56 年 8 月 17 日以降が障害年金に該当するものであり、給付についても同様の認定を行うものでございます。

給付予定額につきましては、平成 28 年度は、遡及分も含め 1 億 5,371 万 28 円。平成 29 年度以降につきましては、現段階で、年 541 万 1,450 円となるも

のでございます。

給付の財源につきましては、4分の3が道補助金、残り4分の1は一般財源でありますが、交付税措置される見込みでございます。

今後については、予算が成立した場合について、給付の決定を行い、申立人に通知をする予定でございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【総務課】

1. 夕張市職員給与条例並びに夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課でございます。総務課からは1点、夕張市職員給与条例並びに夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明したいと思います。

本年8月8日に、国家公務員の給与の改正を行うべきだという人事院勧告がなされました。その中身は、皆さん、議員各位にお配りしております資料の一番最後のページ、給与勧告の骨子をごらんいただきたいと思います。本年の人事院勧告のポイントとしては、まず、月例給、また、民間のボーナスに当たる勤勉手当について、それぞれ官民格差を踏まえ引き上げるという中身でございます。

給与月額に関しましては、平均0.17パーセントの引き上げ、民間ボーナスに値する勤勉手当については、年間0.1月分の増という中身でございます。

国家公務員の改正給与法につきましては、去る11月16日に参議院において可決、改正給与法は成立しているということ踏まえ、本市にあっても、国、道との協議を踏まえ、国家公務員に準じて、所要の職員給与の改定を行

うという内容でございます。

この際、国家公務員の人事院勧告制度、また、地方公務員の給与の決定制度については、皆さん既にご案内かというふうに思いますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料1にお戻りください。

今申しあげました国家公務員の給与勧告、すなわち、人事院勧告に準じて、本年、本市にあっても給料表の改定、あるいは勤勉手当の支給月数の改定、扶養手当の改正をそれぞれ行うという中身でございます。

ただし、今さら申しあげるべきものでもございませぬけれども、財政再生計画において独自の給与削減を行っているということでございまして、本市にあつては、現行、平均15パーセントの削減を実施していることから、先ほど申しあげた月例給の平均0.17パーセントのうちの平均15パーセントをカットした部分が実質の改定となるものでございまして、本市にあつては、その額が、給与級によっては300円から1,400円の幅での月例給の増加額ということになります。

続いて、勤勉手当ですが、これも国家公務員と比して、0.8月の年間支給月数の削減を今、実施しているわけでございまして、この部分は変わりません。したがって、国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数は、平成28年人事院給与勧告のポイント(2)に記載のとおり、4.2月から0.1月増の4.3月になるものでございますが、先ほど申しあげたとおり、国家公務員に比して0.8月のカットを夕張市は独自に実施しているということを踏まえ、夕張市にあつては、平成28年度以降、年間3.5月の期末・勤勉手当の支給月数ということになるものでございます。

下記のとおり改定するというので、平成28年度と平成29年度の表が出ておりますが、ここで訂正がございまして、②の平成29年度合計、6月支給分が1.60月、12月支給分が1.90月となっていると思っておりますけれども、それぞれ6月支給分1.6月を1.65月、12月支給分1.90月を1.85月にご訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございません。

この訂正なのですが、本年の勧告分の0.1月については、本年度支給分は、もう6月は、既に手当を支給済みでありますので、今回の0.1月の増分は12月に全部、全て支給をするという措置でございまして、来年以降は、この0.1月を6月と12月の支給分にそれぞれ折半して振り分けるというものでございますので、説明をさせていただきます。

次に、扶養手当、国に準じるというふうには書いておりますが、先ほど給与勧告の骨子の中では触れませんでしたけれども、配偶者あるいは子に対する扶養手当の部分を、国家公務員にあつては、配偶者に関する扶養手当を減額

しつつ、子がいる場合は、子の扶養手当について増額をしていくという社会的情勢の流れに鑑みて所要の改定を行うという中身が、今回の人事院勧告の中でも記されておりますので、本市にあってもそれに準じて、扶養手当について、経過措置を踏まえながら、配偶者に対する扶養手当、子に対する扶養手当を国家公務員に準じて改定を行っていきたいという中身でございます。

改定時期でございますが、俸給表の改定と期末・勤勉手当の改定につきましては、本年4月1日に遡及して実施をするということになるものでございます。また、扶養手当については、来年4月1日からの実施ということでございます。

今回、この人事院勧告の取り扱いよって、職員の給与条例並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部をそれぞれ改正するわけですが、それぞれ中身は全部同一のものでございまして、一括、2条例の改定について説明をさせていただきました。ご理解を賜りたいと思います。

説明は、以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

## 【財務課】

1. 財政再生計画 11 月変更について
2. 11 月補正予算について

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課より報告申し上げます。

まず1点目、財政再生計画 11 月変更について。

資料1をお開きください。

今回の財政再生計画の変更は、平成28年度第4次(10月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものであります。

計画変更後の歳入・歳出の増減額は、10億6,200万円となるものでありま

す。

また、変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金等の特定財源を活用するほか、一般財源は、平成 27 年度において発生した決算剰余金を財源とした繰越金により対応するため、再生計画期間の変更はありません。

それでは、歳出からご説明いたします。

1 番目、人件費であります。国家公務員の俸給表及び勤勉手当で 0.1 月分引き上げについての人事院勧告があったことから、国の取り扱いに準じ、給料表及び勤勉手当の相当分の引き上げる経費を追加するものでございます。

2、財政調整基金積立。

平成 27 年度決算剰余金について、今回の補正予算の一般財源分を控除した額を財政調整基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

3、財政再生計画調整基金積立。

地方債の新規発行に伴う後年度の元利償還金に係る経費について、市の実質負担に係る全期間の一般財源負担分を財政再生計画調整基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

4、ふるさと納税受け入れに係る事務。

全国で最も多くの寄附者が利用するインターネットのサイト「ふるさとチョイス」のホームページ掲載の支援を受けることに伴い、寄附金のさらなる増収と本市特産品の PR を推進するため、新たな返礼品を拡充した特産品の送付に係る経費を追加するものでございます。

5、北海道自治体情報セキュリティクラウド構築費負担金。

インターネット接続に関するセキュリティ対策として、北海道の構築する自治体情報セキュリティクラウドへ参加するため、当該構築費負担金を追加するものでございます。

6 番、15 番、17 番、20 番については、一括で説明します。

社会保障・税番号制導入に係るシステム改修経費を当初予算に計上しておりましたが、総務省及び厚生労働省より補助金の交付内定通知があったことから、財源振りかえを行うものでございます。

7、コンパクトシティ推進事業及び 8、拠点複合施設整備についても一括で説明します。

6 月補正において、拠点複合施設整備事業として、建設予定地に通じる道路の概略設計を予算づけしましたが、その後の検討により、コンパクトシティ推進事業の経費として執行することが妥当との判断から、予算のつけかえを行うものでございます。

この予算のつけかえにより、8、拠点複合施設整備費においては 360 万円の

減額となりますが、一方で、当該事業における測量委託業務において、実施面積の増加による 84 万 4,000 円の経費増が見込まれるため、差し引き 275 万 6,000 円の減額となるものでございます。

#### 9、民生委員協議会交付金。

都道府県が負担することとなっている民生委員に関する費用について、要綱の一部改正により、民生委員活動費等の基準単価が増額となったことから、予算の不足分を追加するものでございます。

10、国保会計繰り出し、12、後期高齢者医療会計繰り出し、21、下水道事業会計繰り出しについても一括で説明します。

本繰り出しについては、さきに説明したとおり、今年度の人事院勧告の内容に基づき、特別会計へ繰り出すための人件費増加分の経費を追加するものでございます。

#### 11、介護保険事業会計繰り出し。

国保会計の説明同様、人件費増加分の繰り出し及び当初予算に計上していた社会保障・税番号制導入に係る介護保険システム改修等について、厚生労働省より補助金の交付内定通知があったことから財源振りかえを行うものでございます。

#### 13、後期高齢者医療給付費負担金。

本市居住の後期高齢者に係る医療給付費の 12 分の 1 を法に基づき、一般会計で負担しますが、前年度分負担金を精算した結果、入院等医療費の増により、広域連合への負担金が当初の見込みより増額となったことから、予算の不足分を追加するものでございます。

#### 14、経済対策臨時福祉給付金給付事業。

国の平成 28 年度補正予算（第 2 号）により計上された経済対策臨時福祉給付金給付事業を実施するための経費を追加するものでございます。

#### 16、交通再編事業。

寄贈の申し出のあった 24 人乗りマイクロバスについて、今後の交通再編事業に活用する目的で整備を実施するための経費を追加するものでございます。

#### 18、保育入所児童扶助。

本年 3 月に認可外保育施設が閉園したこと等により、保育園に予定を上回る児童の入所があり、当初予算が不足する見込みであることから、不足分を追加するものでございます。

#### 19、児童手当給付費。

予定を上回る児童の転入や出生により、児童手当の当初予算が不足する見込みであることから、不足見込み分を追加するものでございます。

#### 22、水道事業会計繰り出し、31、人件費についても一括で説明します。

人件費にかかわり、人事異動に伴う分の補正について、水道事業会計への繰り出しに要する経費を追加し、一般会計に係る人件費を減額するものでございます。

#### 23、予防接種健康被害救済措置事業。

さきに保健福祉課より報告のあった案件であります。厚生労働省において、予防接種の健康被害が認定された申請者に対し、予防接種法に基づき、制度が創設された昭和52年にさかのぼって給付を行うための経費を追加するものでございます。

24、エゾシカ捕獲緊急対策事業、32、発達支援センター事業についても一括で説明します。

ともに支出予算を当初予算に計上しておりましたが、エゾシカ対策事業につきましては、当初に財源としていなかった北海道の地域づくり総合交付金の交付内定があったこと。発達支援センター事業につきましては、道の実施要領の改正により、当初予算で財源としていた地域づくり総合交付金が交付対象外となったことにより、ともに財源振りかえを行うものでございます。

#### 25、清水沢公衆トイレ修繕。

清水沢公衆トイレ浄化槽ブロワのオイルタンクが破損したことから、取りかえ工事を実施する経費を追加するものでございます。

26番、27番も一括で説明します。さきに市民課より報告のあった案件であります。清水沢墓地管理道路を一般車両が通行の際、破損したグレーチングが原因の車両損傷事故が発生したことから、26番において、再発防止のためのグレーチングの修繕を、27番においては、損傷した車両の賠償に係る経費を追加するものであります。

#### 28、共同浴場の修繕。

宮前町浴場のろ過装置及び清陵浴場のボイラーの三方弁が故障したことから、修繕を行うための経費を追加するものでございます。

#### 29、清陵浴場券売機購入。

清陵浴場配置の券売機が故障し、製造後20年以上経過し、修理用部品が現在流通しておらず、修理不可な物件であることから、券売機の更新を行うための経費を追加するものでございます。

#### 30、合併浄化槽設置費補助。

民間賃貸住宅建設費補助を活用した共同住宅の建設に伴い、合併浄化槽設置補助が当初予算を上回る見込みであることから、予算の不足分を追加するものでございます。

#### 33、小中学校通学対策。

10月1日付の夕鉄バスダイヤ改正による減便により、小中学生の登下校及

び中学生の部活動に支障が生じることから、スクールバスの運行委託先及び路線の変更や他のバス、ワゴン車及びタクシーの運行で対応するための経費を追加するものでございます。

34番、35番についても一括で説明します。さきに教育課より報告のあった案件でございますが、幼稚園バスと一般車両の接触事故が起こったため、バス修繕するための経費を34番で、事故の相手方に対し、損害賠償を支払うための経費を35番で追加するものであります。

なお、34番のバス修繕については、今申した修繕経費のほか、3カ月点検の際、発見されたリアスプリング破損修理の経費6万5,000円も含まれていることを申し添えます。

36、中学校排水管清掃。

中学校の排水管が詰まり、汚水が流れなくなったことから、排水管を清掃する経費を追加するものでございます。

37、石炭博物館防火シャッター修繕。

点検により、石炭博物館地階に設置されている防火シャッターが動作しない状態であることから、取りかえ修繕に要する経費を追加するものでございます。

38、石炭博物館改修。

当初予算に計上していた同事業の財源について、北海道の地域づくり総合交付金と過疎対策事業債を充てておりましたが、総合交付金の制度上、過疎対策事業債と同時活用がかなわないことが判明したことから、本事業に係る財源振りかえを行うものでございます。

39、国庫支出金過年度還付。

平成27年度に国から概算交付された養育費国庫負担金について、精算に伴う返還金を追加するものでございます。

次に、歳入になりますが、資料記載のとおり、歳出予算の補正に伴い、国庫支出金、道支出金、繰入金、過疎対策事業債、企業版ふるさと納税、繰越金、自動車損害保険金収入の補正を行うものでございます。

次に、3、財政再生計画本文の変更であります。平成28年度第4次変更において、人事院勧告に準じて、勤勉手当の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、資料記載のとおり変更するものでございます。

資料1-2については、10月変更後の財政再生計画の比較と今回の変更内容を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、計画変更の報告は終わりますが、現時点において、計画変更の同意に向けて、国及び北海道と調整中のため、今後、内容により変更が生じる

可能性があることを申し添えます。

次に、報告事項 2 点目、11 月補正予算についてであります。資料 2、補正予算調書をごらんください。

まず 1 ページ目、地方債の補正につきましては、資料 1 で示した内容に基づき、記載のとおりでございます。

2 ページ目、一般会計補正予算の款別総括でございますが、総額 10 億 6,168 万 7,000 円で、財源内訳は、国庫支出金が 6,551 万 4,000 円、地方債が 1 億 2,570 万円、その他は、繰入金が 636 万円、諸収入が 30 万円、寄附金収入がマイナス 275 万 6,000 円の内訳となっております。

一般財源 8 億 6,656 万 9,000 円は、平成 27 年度からの繰越金で措置するものでございます。

3 ページ目以降、一般会計の事業計画については、資料 1 の計画変更と同様の内容となっていることから、説明を割愛いたします。

なお、事業経費に対する内訳につきましては、摘要欄に記載のとおりであることから、参照願います。

資料、飛びまして、9 ページ目、国民健康保険事業会計の補正であります。人事院勧告に伴う人件費及び前期高齢者交付金の予算不足が見込まれるため、予算の補正を行うものでございます。財源は、一般会計繰入金及び国民健康保険準備基金繰入金で対応するものでございます。

10 ページ目、公共下水道事業会計の補正であります。人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。全額一般財源で、一般会計繰入金で対応するものでございます。

11 ページ目、介護保険事業会計でございますが、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増減に係る補正及び 9 月補正でも行った市内事業者に対する介護ロボット導入支援に係る経費を補正するものでございます。一般財源部分は、介護保険料及び一般会計繰入金で対応するものでございます。

12 ページ目、後期高齢者医療事業会計でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。全額一般財源で、一般会計繰入金で対応するものでございます。

次に、水道事業会計の補正予算の説明は、上下水道課長より行います。

(上下水道課長)

それでは、水道事業会計補正予算について説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告実施により、給与等の引き上げる経費と関連する共済費の計上及び人件費の実行見込みにより補正するものであります。

初めに、水道会計補正予算調書の 1 ページ、収益的収入及び支出における補正について説明いたします。

収益的収入では、1 の水道事業収益、営業外収益、他会計補助金を増額計上するものであります。

次に、収益的支出におきましては、水道事業費、営業費用の人件費について、それぞれ補正するものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は、税込みで 184 万 3,000 円の増益となるものであります。

以上で、水道会計の補正の説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

財政再生計画変更予定事項、資料 1 についてなのですが、こちらの 7 と 8、コンパクトシティ推進事業と拠点複合施設整備の振りかえについてなのですが、こちらは、当初予定していた道路の概略設計は必要なくなったという理解でよろしいのでしょうか。

(まちづくり企画室長)

お答えいたします。

こちら、道路の設計が必要なくなったというわけではなくて、企業版ふるさと納税の基金で行う事業として、現段階で複合施設の土地というか場所が確定しないので、企業版ふるさと納税でかけられないという判断に基づいて、こういう予算の計上を変更させていただいております。

以上であります。

(今川委員)

わかりました。振りかえになるコンパクトシティ推進事業の内容について、もう少し詳しくお願いします。

(まちづくり企画室長)

お答えいたします。

現在、建設している民間賃貸住宅周辺の道路の確定というか、そこをはかるものでございます。

(大山委員長)

いいですか。

ほかにございませんか。

(本田委員)

同じく資料 1 の 4 番、ふるさと納税受け入れに係る事務の中で、新たな返礼品を拡充とございますが、具体的にどういった返礼品を検討されている

のか教えてください。

(まちづくり企画室長)

お答えいたします。

こちら、ふるさと納税の収入というか、こちらは12月に確定申告がありまして、ふるえる関係で、ふるさとチョイスのほうから、ふやしたほうがいいのではないかという助言を受けまして、現在、試験的にではございますが、メロン熊グッツですとか長芋等々を今考えて、市内のできそうなところにまずお声がけをして、今回お試しでやっていただくと。来年度以降は、募集みたいな形で、市内の企業が、ある程度一定の条件をつけるとは思いますが、返礼品として提供できるものはありませんかというところで公募をかけて選んでいって、返礼品の数を今後ふやしていきたいと考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

わかりました。続けてよろしいでしょうか。

同じく16番の交通再編事業の中で、室蘭の病院からの寄贈のマイクロバスの整備を実施するということなのですが、この金額の具体的な内訳がわかれば教えてください。

(まちづくり企画室長)

お答えいたします。

こちらのほうは、足回り、腐食がちょっとありまして、ちょうど車検の更新時期での寄贈だったのですけれども、車検を通すために足回りをちょっと整備しなければいけないということで、そちらの費用になっております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

わかりました。続けてよろしいでしょうか。

次、18番、19番、関連するかと思うのですが、予定を上回る児童の入所による民生費の増額ということでございますが、具体的に何人、予算より上回っているのか教えてください。

(教育課長)

まず、児童手当のほうをお答えいたします。

当初よりも転入者が17名、出生による増は、7名の増により、今回補正を要するものでございます。

保育所委託費につきましては、緑ヶ丘保育園からの転園が 5 名、その他、出生等につきましては 11 名という形で増になったということで、補正するところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

わかりました。ありがとうございます。

次に、33 番、小中学校通学対策の中で、スクールバスの運行委託先及び路線の変更などの経費ということで計上されておりますが、この内訳を教えてください。

(市民課長)

運行委託料に関しましては、社協に支払う、社協バスの運行が 60 万円、タクシー会社に支払いますワゴンの部分が 204 万円、それから、同じくタクシーの委託料が 36 万円、もともとのスクールバスの運行委託の執行見込み残が 176 万円ございましたので、先ほど申しましたものからそれを差し引きまして、124 万円が今回の補正というふうな計算になっております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

続けて、申しわけありません。

36 番の中学校排水管清掃ということで、14 万 8,000 円計上されておりますが、中学校は、詰まったということで清掃を受けられたと思うのですが、小学校のほうは大丈夫なのでしょうか。

(市民課長)

こちらの排水管につきましては、中学校のみに設置されている給食の調理室からの排水です。小学校につきましては、その後、ほかの原因も含めまして、現在のところ排水管が詰まったというお話は聞いておりません。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませつか。よろしいですか。

(議長)

お疲れさまでございます。

財政再生計画の変更予定事項、資料 1 の 14 番、臨時福祉給付金給付事業の関係でお尋ねいたします。

今回補正する分については、既に9月5日から申請受け付けを開始している分ということでよろしいですね。ではない。ごめんなさい。

(保健福祉担当課長)

今、受け付けをしているのは、以前に補正を上げた分ということでございまして、今回、補正を上げているものにつきましては、新たな経済対策として、国のほうで10月に閣議決定されたものに基づいて予算計上したものでございます。

(議長)

済みません。大変失礼いたしました。

それで、その関係で、補正予算の中で、5ページの22番です。所定の経済対策臨時福祉給付金給付事業ということで、その内訳の負担金補助及び交付金ということで、国から4,755万円が給付補助予定ということになっておりますが、この算定の根拠といたしましうか、内訳についてご説明をいただきたいのですけれども。

(保健福祉課長)

事業費の算定内訳についてでございますけれども、今回の臨時福祉給付金、これについては、2年半分を一括で交付するということになっておりまして、今、受け付けしているものについては、3,000円なのですけれども、今回、補正を組もうとしているものについては、1万5,000円という給付額になっております。それに所定の見込み人数を掛けました数字が4,200万円になっているということでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長